

令和7年4月1日

小豆島中央病院企業団における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

小豆島中央病院企業団
企業長 佐藤清人

本計画は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代育成支援法」という。）第19条に基づく特定事業主行動計画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第19条に基づく特定事業主行動計画として策定する。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

2. 対象者

本計画の対象者は、小豆島中央病院企業団の全職員とする。

3. 推進体制

継続的に女性職員の活躍を推進するため、関係部署間の連携や緊密な調整を行い、本計画の策定・変更及び本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について適宜協議を行うこととする。

4. 現状の確認

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する現状を確認した。

（1）女性職員の活躍推進への取組

① 女性職員の採用

採用者に占める女性職員の割合は全体で80%を超えているが、これは応募時において女性が多いことから必然的な結果である。今後も、多くの優秀な女性を幅広く採用できるよう、小豆島中央病院企業団の魅力を伝えるための積極的な広報活動を実施する必要がある。

合わせて、育児等を理由に中途退職した女性職員が再度活躍できる取組を進めたい。

職種別採用実績（医師を除く）

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		区分計		女性の比率
	採用者数(人)	採用者数(人)	採用者数(人)	採用者数(人)	採用者数(人)	採用者数(人)	採用者数(人)	%	
看護職	女	13	6	7	26	83.9			
	男	1	1	3	5				
看護補助	女	1	3	1	5	83.3			
	男	1	0	0	1				
薬剤師	女	0	0	0	0	0.0			
	男	0	0	1	1				
技師	女	0	5	0	5	71.4			
	男	1	1	0	2				
事務職	女	1	2	1	4	100.0			
	男	0	0	0	0				
合計	女	15	16	9	40	81.6			
	男	3	2	4	9				

② 管理職に占める女性職員の割合

管理職に占める女性職員の割合は、全体で50%である。今後も個々の女性職員の能力・意欲やキャリアを踏まえながら、積極的に管理職登用を図る。

管理職の状況（医師を除く）

	令和3年度 管理職(人)	令和4年度 管理職(人)	令和5年度 管理職(人)
女性	10 (52.6%)	10 (50%)	10 (50%)
男性	9 (47.4%)	10 (50%)	10 (50%)
合計	19	20	20

(2) 仕事と家庭生活の両立推進への取組

小豆島中央病院企業団では仕事と家庭生活の両立推進に向けた様々な取組を実施している。

① 院内保育所及び病児・病後児保育の整備

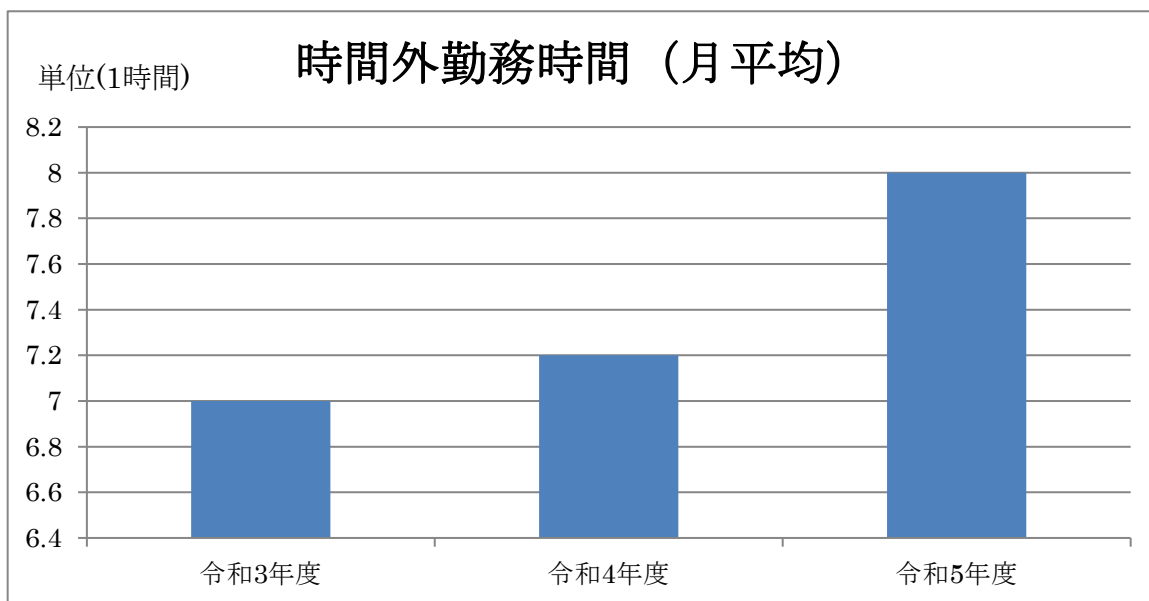
院内保育所「あずきっこ」及び病児・病後児保育「オリーブキッズ」が設置されており、子育て中の職員が働きやすい環境を整備している。

② 短時間勤務制度の導入

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、育児短時間勤務の選択が可能である。

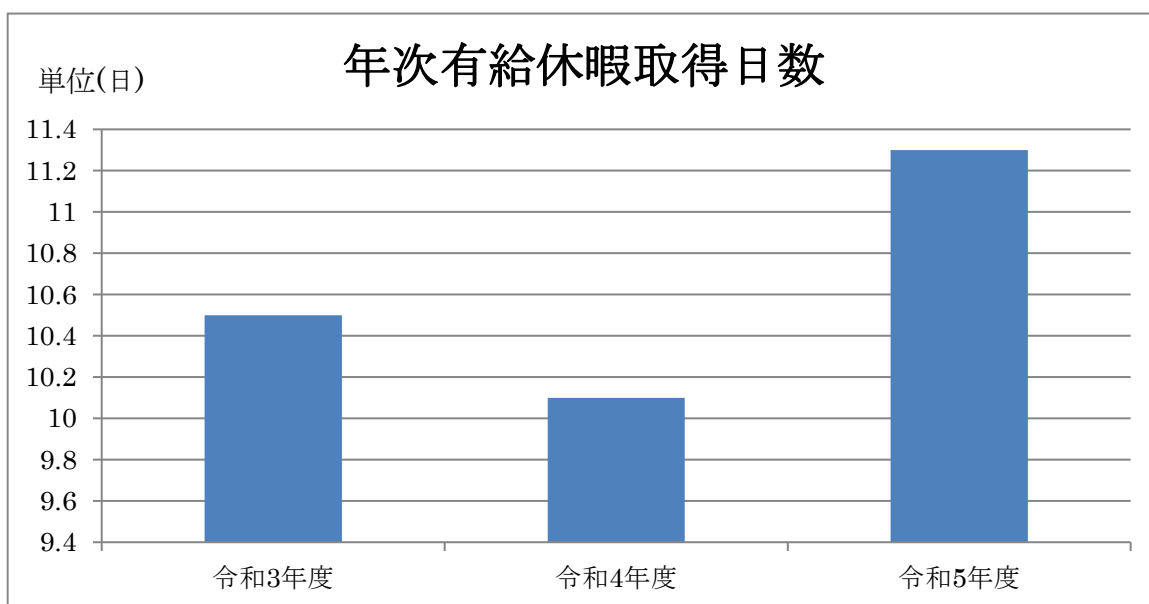
③ 時間外勤務縮減

時間外勤務縮減については、月1回開催される衛生委員会において現状分析を行い、より効率的な業務遂行を目指している。時間外勤務は月10時間以内を維持できるよう努めたい。



④ 年次有給休暇取得推進

年次有給休暇取得については、年間10日以上を取得を維持できるよう努めたい。



⑤ 女性職員の育児休業取得推進

令和 5 年度現在の女性職員の育児休業取得率は 100%であり、今後も 100%を維持できるよう努めたい。

⑥ 勤続年数（令和 6 年 4 月 1 日現在）

小豆島中央病院が開院して 8 年しか経過していないため、現状では勤続年数に性別差は現れていない。

今後はキャリアを重ねてきた職員が、組織の中で能力を発揮し、活躍できるための取組が必要となる。

平均勤続年数	医師	看護職	技能職	技師	薬剤師	事務職	非常勤	全体
女性	2 年 9 月	6 年 2 月	6 年 10 月	6 年 6 月	4 年 6 月	5 年 10 月	5 年 11 月	5 年 11 月
男性	3 年 10 月	5 年 7 月	7 年 2 月	6 年 10 月	5 年 8 月	5 年 9 月	6 年 2 月	5 年 10 月

5. 目標設定と取組状況の公表

(1) 令和 10 年度までに達成を目指す目標

- ① 管理職に占める女性職員の割合 50%以上を維持する。
- ② 時間外勤務は月 10 時間以内を維持する。
- ③ 年次有給休暇取得日数は年間 10 日以上を維持する。
- ④ 女性職員の育児休業取得率は 100%を維持する。

(2) 目標管理と取り組み状況の公表

目標の達成状況をはじめとする計画の進行管理については、毎年 1 回を目途に取組等の進捗状況や課題、目標の達成状況等の整理・分析・評価等を通じて取組等の内容を見直し、改善していく。

また、計画の実施状況、数値目標の達成状況等については、定期的に公表する。